

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成18年8月分)について

(1) 問い合わせ件数

平成18年8月1日～平成18年8月31日

45件

*うちBSE関係 8件

(2) 内訳

食品安全委員会関係	11 件
食品の安全性関係	10 件
食品一般関係	24 件
その他	0 件

(3) 問い合わせの多い質問等

【食品の安全性関係】

Q. 食品安全委員会が発行している季刊誌「食品安全 vol.9」の特集記事「残留農薬等のポジティブリスト制度の導入における食品安全委員会の役割について」を読みました。この中で、「今回は、あらかじめリスク評価を行ういとまがなかった」ために、通常と異なる評価の手順を採ることとなったとありますが、なぜいとまがなかったのでしょうか。

A. 本来、農薬等の残留基準は、厚生労働省等からの依頼を受けて食品安全委員会がリスク評価を行い、これに基づいて厚生労働省等が残留基準を設定します。

一方、食品安全基本法第11条は、その例外として、「人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき」には、施策を策定した後にリスク評価を行うことを認めています。

今回新たに実施されることとなったポジティブリスト制度は、食品に使用される農薬等について例外なく残留を規制し、全ての食品の安全を確保する制度です。諸外国においてポジティブリスト制度の導入が進む中で、我が国においても平成15年5月に食品衛生法が改正され、公布後3年以内(平成18年5月末まで)にポジティブリスト制度が導入されることとなりました。

しかし、これまで残留基準が設定されている農薬等は 300 品目に満たず、ポジティブリスト制度が円滑に導入されるためには、現在世界で使用されている 800 近くの農薬等について残留基準を設定する必要があります。

他方、これらリスク評価を行うには、まず評価に用いる毒性試験成績等の資料を収集する等の手続きを経て慎重に行うことが必要であり、かなりの期間を要することが想定されました。

そのため、暫定的な基準であってもこれを設定し規制を開始することが食品の安全性確保につながるとの観点から、制度の導入を優先させ、農薬取締法により使用が認められている農薬や、国際基準であるコーデックス基準などの科学的な評価に基づく残留基準が設定されている 758 の農薬等について、これらの基準を参考に暫定的な基準を設定することとしたものです。

そして、食品安全基本法第 11 条に定める「人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき」に該当するとして、事後にリスク評価を行うこととしました。

なお、食品安全委員会は、厚生労働省がリスク評価に先立って当該制度を導入するに際しては、その導入の方針等の説明を求めるとともに、リスク評価を依頼する計画の策定等について厚生労働省に意見を提出しました。そして、厚生労働省が提出した依頼計画を了承するとともに、その対応状況等について報告を受けています。

また、「食品安全 vol.9」の同記事にも書かれているとおり、食品安全委員会は、758 農薬等のリスク評価にあたって円滑に評価を進めるための実施手順を定めるとともに、農薬専門調査会の専門委員を 15 名から 38 名に増員し、5 部会制にするなど評価体制を強化し、作業を進めているところです。